

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01077

研究課題名（和文）フランク時代における教会アジール

研究課題名（英文）The right of sanctuary in the Frankish kingdom

研究代表者

加納 修（Kano, Osamu）

名古屋大学・人文学研究科・教授

研究者番号：90376517

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：教会アジールは、フランク時代の前期であるメロヴィング朝期（481-751年）においては広く認められていたが、カロリング期に入って衰退したとみなされている。本研究は、こうした教会アジールの変容について、フランク時代の国家と教会との関係を軸に再検討することを目的とした。とりわけカロリング期の紛争解決における教会および教会人の役割を検討することで、カロリング期におけるアジールの衰退という通説を見直す必要があることを明らかにした。またカール大帝やアインハルトの書簡について写本やラテン語の用法を含めて検討することで、カロリング期におけるアジール認識の解明に貢献した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義としては、カロリング期にアジールが衰退したとする通説に疑問を投げかけたことに加えて、とりわけカロリング期の書簡史料から得られる情報をどのように解釈すべきかについて、写本を含めた史料研究に基づいて新たな可能性を提示した。

社会的意義としては、過去の社会の紛争解決においてアジールや教会・教会人が果たした意義を明らかにすることによって、現代社会において同様の問題に対処する際に考慮されるべき素材を提供した。

研究成果の概要（英文）：The right of sanctuary, which had been largely recognized in the Merovingian period (ca. 481-751) was restricted during the Carolingian period. The purpose of this study was to reexamine this transformation in the context of the relationship between the state and the church in the Frankish kingdom. In analyzing the role of the church and churchmen in the resolution of conflicts, I propose some fresh ideas about the “decline” of this legal institution in the Carolingian kingdom. This study contributes also to clarifying the perception of the right of sanctuary in the Carolingian period.

研究分野：西洋中世史

キーワード：アジール フランク時代 教会 アルクイン アインハルト カール大帝

1. 研究開始当初の背景

『広辞苑』(第7版 岩波書店 2018、2019年)によればアジールとは、「世俗の世界から遮断された不可侵の聖なる場所・領域。自然の中の森・山・巨樹や奴隷・犯罪者などが庇護される自治都市・教会堂・駈込寺など」である。中世ヨーロッパでは、とりわけ宗教施設としての教会がこうした場所・空間として機能した。しかしながら、中世ヨーロッパの教会アジールに関する研究は日本ではほとんど進んでいない。他方でヨーロッパにおいて中世初期のアジールに関する研究はいくつか存在する。その代表は、Daniela Fruscione, *Das Asyl bei den germanischen Stämmen im frühen Mittelalter*, Böhlau, 2003 であり、古ゲルマン時代以来の伝統が中世の教会に継承されたとする。しかし、近年の研究は中世初期社会が古代末期ローマ社会の伝統を大いに引き継いだとする見方を強く打ち出してきており、Fruscione の見解は見直しを迫られている。

同じく再検討が必要なのは、メロヴィング朝からカロリング朝にかけて生じた変化である。メロヴィング期(481~751年)にアジールが栄えたのに対して、カロリング期(751年~)に衰えたことは幾人かの研究者によって指摘されている。しかしこの変化は、カロリング王権が中央集権化を進め、刑罰を世俗権力が掌握しようとしたことで生じたとして、近代に入ってアジールが衰退する現象についてと同じ説明が幅をきかせている。けれども、近年ではカロリング王権が中央集権化を進めたとする理解は大幅な見直しを迫られている。現在では、カロリング王権は地方の有力者を庇護関係のもとに取り込むことによって機能し得たのであり、制度的な集権化を確立しようとしたのではないと考えられている。したがって、教会アジールの盛衰と国家の性格の関係についても、従来の見解は見直しを迫られていると言える。

2. 研究の目的

西洋中世初期社会においては、犯罪者が教会に逃げ込むことによって罪を軽減してもらうことのできる教会アジールという制度が機能していた。教会アジールは、フランク時代の前期であるメロヴィング朝期においては広く認められていたが、カロリング期に入ると衰退すると考えられている。本研究は、フランク時代の国家と教会との関係に注目しながらアジールを検討することで、この変化の意味を明らかにすることを試みる。

3. 研究の方法

フランク時代の教会アジールに関連する史料を網羅的に調査し、いかなる種類の史料に、教会アジールのどのような側面に関連する情報が現れるかを整理する。メロヴィング期に関しては、部族法典として『サリカ法典』と『リプアリア法典』が残っており、他のゲルマン部族の法典と比較しながら調査を進める。そのほかに教会会議の記録と叙述史料を調査する。カロリング期については、教会会議録に加えて、王権の発した勅令が主要な史料となる。加えて、新たな史料類型として、王やカロリング・ルネサンスの知識人たちが残した書簡が重要な史料として現れる。これら教会アジールに関する史料を調査して、いかなる種類の史料に教会アジールのどのような側面が描かれているかを明らかにし、フランク時代のアジールの特徴を分析する。

4. 研究成果

とりわけカロリング期のアジールに関する史料の分析によって重要な所見を得られたので、それらを中心に研究成果を整理する。

(1) カール大帝によるアルクイン宛て書簡

この書簡は、フランス国立図書館に所蔵されているラテン写本 2718 番に写されて伝わっている。内容は次の通りである。

801 年か 802 年に、当時トゥールのサン・マルタン修道院長であったアルクインとオルレアン司教テオドゥルフとの間に激しい争いが生じた。それは、重大な犯罪を犯し、サン・マルタン修道院に逃げ込んだオルレアン教会の聖職者に関わっている。テオドゥルフは犯罪者の引き渡しを要求したが、修道院は 2 度にわたって要求を拒否。その後アルクインとテオドゥルフはともにカール大帝に手紙を送る。これらの手紙は残っていないが、この事件に関してはアルクインの手紙 4 通が伝来している。テオドゥルフの繰り返しの要求に対してアルクインは、聖書、教会会議決議、ローマ法、教皇伝などを引き合いに出しながら、犯罪者を修道院から連れ出すのは正当ではないと主張した。伝来するカール大帝の手紙は、この主張に反論するために書かれた。

皇帝はアルクインに激怒している。アルクインは、訴えられた人物が訴訟を追及することができることを主張するのに対して、カール大帝は、神の法も人間の法も犯罪者が提訴することを禁じていることを喚起する。アルクインは使徒パウロの事例を引き合いに出して主張を正当化しようとするが、パウロは判決を下される前に皇帝に訴え出たことをカール大帝は強調する。逃亡者はすでにオルレアン住民の面前で有罪判決を下されていた。そして収監されている場所から抜け出して、サン・マルタン修道院に逃げ込んだのは法に反する行為であり、贖罪も果たさないまま不当に暮らしていると非難する。実際にカール大帝はすでに、この逃亡者がテオドゥルフのもとに戻されるよう、そしてその後テオドゥルフが彼を国王法廷に連行するように命じていた。けれどもアルクインは犯罪者の返還を拒み、皇帝の命令をないがしろにし、犯罪者の嘆願に屈していると。カール大帝の怒りは修道士団にも向けられ、かれらがあるときは、自分たちは修道士、あるときは参事会員、あるときはそのどちらでもないとして主張すると非難し、彼らが犯した罪を贖うべく王の面前に出頭するよう命じている。

残念ながらこの事件のその後の展開はわからない。この手紙はアルクインの晩年における権威失墜、皇帝のもとでの恩寵喪失を証明するものだが、これまで主としてカロリング期における教会アジールに関する証拠として研究されてきた。別の写本で伝わるアルクインの 4 通の書簡は、アジールに対する彼の考えを明瞭に示している。これに対してカール大帝の書簡は、争点をアジールそのものから皇帝への上訴に移しており、まるでアジールの問題を避けているかのようにも見える。われわれはこの手紙からだけでは、アジールに対する皇帝の考えをわずかしか知ることにはできない。別の言い方をすれば、801 年末か 802 年に出されたこの手紙は、830 年頃にこの写本に書き写されたとき、アジールに関わる重要な文書とみなされたため収録されたとは考えにくい。

当該写本の検討に基づいて、この写本がトゥールではなく国王宮廷で作製された可能性が高いこと、カール大帝の書簡は、上訴に関する重要な文書として写された可能性があることなどを明らかにした。またこの書簡で言及される紛争が、803 年に出された部族法典付加勅令のなかのアジールに関する規定を生み出したとする最近の見解が、史料的には十分に裏付けられないことも付言しておきたい。

(2) アインハルトの書簡

アインハルトの書簡が伝える諸事例は、地方社会におけるアジールの実態に関する貴重な情報を与えてくれる。一点の写本でのみ伝わるアインハルトの書簡集は、823年から840年の間に書かれた70点近くの書簡を含んでいる。その中でアジールに関連するものは5点あり、すべて828年以降の時期に書かれたと想定されている。

5点のうち4点が伝える逃亡者は不自由民であり、カロリング期におけるアジールに関する証拠としては独自である。メロヴィング期の史料からは、勅令であれ教会会議録であれ、教会へ逃亡した奴隷についての規定が数多く見られるだけでなく、また叙述史料からもそうした実例がいくつか知られている。だがカロリング期には、立法の規制の対象とならなかったことが興味深い。ここでは単に、不自由民が保護を求めて教会に逃げ込む慣習が存続していた事実を確認することにどめておく。奴隷の不法行為として書簡から確認できるのは2種類、主人の許可を得ていない不法な結婚と殺人である。

これらの事例は、不自由民が主人の強力な権力のもとに置かれていたことを示している。結婚が主人の許可を必要とすることは言うまでもないが、奴隷による殺人はその主人による処罰に服していたことがうかがえる。とりわけ不自由民を管理する所領管理人や不自由民を支配下にもつ司教が、その処罰を定めていた事実が注目される。そしてその際に、犯罪者の命を奪うのではなく、罰を軽減し、金銭による支払いで代えるようにアインハルトは要求しているのである。これらはそもそも正規の法廷に達することのない案件であったと想定される。他方である事例は、世俗の法廷ですでに裁かれた逃亡者に関わっており、勅令が示唆するのとは異なり、すでに有罪判決を受けた者でさえ、教会に逃げ込み、処罰の軽減を得る可能性を有していたことが明らかになる。

これら実践の事例から得られる像は、規範史料から得られる像と部分的にしか一致しない。身体刑を免除されるという逃亡者の処遇は、ある程度まで守られていたことがうかがえる。また死刑に値する犯罪者がしばしば教会に逃げ込んでいたことも勅令から得られる情報と一致する。しかし、書簡や請願書の書式からは、そうした犯罪者もまた、仲介者を通じて許しを得られることが実際には多かったと考えられる。さらに、一度裁かれた者でも、教会に安全と救いを求めることも可能であった。勅令は厳格に適用されたのではなく、柔軟に紛争解決が図られ、その際にアインハルトのような有力者が個人的なネットワークを通じて、そして書簡という媒体を有効に用いながら重要な役割を果たしていた。

(3) 結論と展望

カロリング期の諸史料の検討から得られた所見は、そもそもカロリング期にアジールが衰退したとする通説を見直すよう促す。たしかに王権によってアジールは制限を受けた。この点においてメロヴィング王権の教会への対応とは異なる。

しかしながら、勅令を通じて制限を受けたアジールの慣習は、現実の紛争解決において衰退したと結論づけるには慎重でなければならない。むしろメロヴィング期から変容した社会のなかで、すなわちキリスト教がより深く浸透し、聖遺物信仰が部分的に王権の後ろ盾を得ながら広まるなか、教会が管理する聖なる力を願って、教会に逃げ込む人々は地域によっては増えたところもあったと想定される。たとえば、アインハルトが修道院長を務めたゼーリゲンシュタットのある現在のヘッセン地方である。アインハルトはそこで修道院長かつ有力者として、公的・私的な地位と人的ネットワークを用いて紛争の解決に努めた。その際に彼が自らの地位をどのようなものと認識して行動したか、その行動がその地位によってだけでなく、またカロリング期の法

や制度にどれほど規定されていたのか、これらの問いを検討することで、カロリング期の国家と教会、そして社会との関係について新たな光を当てることができるという見通しを得ることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 加納 修、小坂 俊介、村田 光司	4. 巻 6
2. 論文標題 [翻訳] ヨルダネス『ゲティカ』翻訳 (1)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 東方キリスト教世界研究	6. 最初と最後の頁 3~57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14989/eoas_6_3	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Osamu Kano	4. 巻 -
2. 論文標題 Entre singulier et pluriel: Etude sur l'emploi de la premiere personne dans les lettres d'Eginhard (ca. 770-840)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 "Si est tens a fester". Hommages a Philippe Walter	6. 最初と最後の頁 129-139
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加納 修	4. 巻 14
2. 論文標題 新刊紹介 Shigeto KIKUCHI, Herrschaft, Delegation und Kommunikation in der Karolingerzeit. Untersuchungen zu den Missi dominici (751-888) (Monumenta Germaniae Historica Hilfsmittel 31)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 西洋中世研究	6. 最初と最後の頁 223-224
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加納 修	4. 巻 13
2. 論文標題 新刊紹介 Mary E. Sommar, The Slaves of the Churches: A History, New York, Oxford University Press, 2020	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 西洋中世研究	6. 最初と最後の頁 162-163
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加納 修	4. 巻 129(2)
2. 論文標題 新刊紹介 マガリ・クメール/ブリュノ・デュメジル著、大月康弘/小澤雄太郎訳『ヨーロッパとゲルマン部族国家』(文庫クセジュ)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 111~111
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件(うち招待講演 0件/うち国際学会 2件)

1. 発表者名 加納 修
2. 発表標題 パリ・フランス国立図書館所蔵ラテン写本2718番をめぐって カロリング期の「法写本」に関する一考察
3. 学会等名 比較国制史研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Osamu Kano
2. 発表標題 L'usage des lettres dans le reglement des conflits a l'epoque carolingienne, d'apres les lettres d'Eginhard et les formules de lettre de supplication
3. 学会等名 The Use and Function of Letters in the Medieval Society: Comparative Studies on Documentary Practice in Japan and Europe (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Osamu Kano and Sayaka Ando
2. 発表標題 Paris BnF latin 4787
3. 学会等名 3rd meeting of the project "Legal culture(s) in the Frankish world" (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 加納 修
2. 発表標題 フランス北部およびベルギー西部における世俗領主の文書実践 Jean-Francois Nieusの研究について -
3. 学会等名 「中世の書簡体文書による統治実践と秩序形成をめぐる日欧比較研究」研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 金澤 周作、藤井 崇、青谷 秀紀、古谷 大輔、坂本 優一郎、小野沢 透	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 340
3. 書名 論点・西洋史学	

1. 著者名 鈴木董	4. 発行年 2020年
2. 出版社 清水書院	5. 総ページ数 376
3. 書名 侠の歴史 西洋編 上+中東編	

1. 著者名 河内祥輔、小口雅史、M・メルジオヴスキ、E・ヴィダー	4. 発行年 2021年
2. 出版社 思文閣出版	5. 総ページ数 272
3. 書名 儀礼・象徴・意思決定	

〔産業財産権〕

〔その他〕

名古屋大学西洋史学研究室
<https://cms.hum.nagoya-u.ac.jp/doh/>
名古屋大学 研究者総覧
<https://profs.provost.nagoya-u.ac.jp/search?m=home&l=ja>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------